

◎岡山県告示第三百五十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項の規定により、次の加入区について、令和二年岡山県告示第四百九号による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和六年七月十三日限り、消滅した。

令和六年七月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 乙島・柏崎加入区

◎岡山県告示第三百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年七月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三二三号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
高梁市落合町福地字古屋敷上ミ二六九番一地从先から	新	八・五〇 三三・〇	三四六・〇
高梁市落合町福地字牛神二八番地先まで	旧	八・五〇 一一・七	三四六・〇

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四二九号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
勝田郡勝央町植月中字大谷二七一六番地先から	新	一四・八〇 一九・四	一二三・〇
勝田郡勝央町植月中字大谷二七一〇番一八地先まで	旧	一二・八〇 一九・四	一二三・〇

◎岡山県告示第三百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年七月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	三十三号	高梁市落合町福地字古屋敷上ミ二六九番一地先から 高梁市落合町福地字牛神二八番地先まで	令和六年七月二十六日
一般国道	四二九号	勝田郡勝央町植月中字大谷二七一六番地先から 勝田郡勝央町植月中字大谷二七一〇番一八地先まで	

◎岡山県告示第三百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占有を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年七月二十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

一般国道		道路の種類
四二九号	三二三号	路線名
勝田郡勝央町植月中字大谷二七一六番地先から 勝田郡勝央町植月中字大谷二七一〇番一八地先まで		高梁市落合町福地字古屋敷上ミ二六九番一地先から 高梁市落合町福地字牛神二八番地先まで
		占用を制限する区域

二 占有の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占有の制限の開始の期日

令和六年七月二十六日

令和6年7月26日 岡山県公報 第12620号

〔三七八〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和六年七月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達件名

クラウドサービス接続機器等の導入及び運用保守業務

二 契約期間

令和六年十二月一日から令和十一年十一月三十日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部デジタル推進課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和六年六月十八日

五 落札者の名称及び住所

株式会社NTTデータ中国 岡山支店

岡山市北区表町一丁目五番一号

六 落札金額

三六、九二七、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、三五七、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

八 入札公告日

令和六年四月二十六日

令和6年7月26日 岡山県公報 第12620号

〔三七九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和六年七月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達件名

クラウドサービス接続回線（接続サービス）提供業務

二 契約期間

令和六年十二月一日から令和十一年十一月三十日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部デジタル推進課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和六年六月七日

五 落札者の名称及び住所

株式会社インターネットイニシアティブ

東京都千代田区富士見二―一〇―二

六 落札金額

二七、八九三、五八〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、五三五、七八〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和六年四月二十六日

〔三八〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年七月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）ザグザグ津山院庄店

所在地 津山市院庄字豆田一二二一番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 森 信

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 森 信

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和七年三月十九日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千四百七十三平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 五十七台

(2) 駐輪場の収容台数 八台

(3) 荷さばき施設の面積 三十平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 九立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前零時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後十二時（二十四時間営業）

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前五時から午後十時まで

二 届出年月日

令和六年七月十八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和六年七月二十六日から同年十一月二十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業文化部商業・交通政策課

令和6年7月26日 岡山県公報 第12620号

〔三八一〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和6年7月26日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 申請者

足守土地改良区

二 地区名

丁三樋門（非補助土地改良（かんがい排水）事業）

三 縦覧に供する書類

計画変更を必要とする理由書

土地改良区定款

事業変更計画書

四 縦覧の期間

令和6年7月26日から同年8月16日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

〔三八二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、瀬戸内市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年七月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

瀬戸内市邑久町尻海地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和六年七月十六日から同年九月三十日まで	測量期間

〔三八三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年七月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市真備町岡田 地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量他）	測 量 の 種 類
令和六年七月八日から同年 十月三十一日まで	測 量 期 間

〔三八四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年七月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津山市西吉田字大渡り四〇〇番七、字壱里塚四〇四番一、四〇四番八、四〇四番九、字長ヶ坪四〇五番一、字向四〇七番一、四〇七番一〇、四〇七番一一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区撫川一五一三番地

大善株式会社

代表取締役 吉井 久人

三 許可年月日及び許可番号

令和五年九月八日岡山県指令建指第一九二号

〔三八五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年七月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字新田西一四三六番七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市宮前七一四番地フラワーシテイ一〇三

手島 貴教

手島 千夏

三 許可年月日及び許可番号

令和六年三月二十七日岡山県指令建指第四四七号

〔三八六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年七月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
総社市金井戸字西鴻崎四四八番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区海吉一九九三番地三Gハイツ二〇二

小室 旭

三 許可年月日及び許可番号

令和六年四月十二日岡山県指令建指第一七号

〔三八七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年七月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字杉ノ木一七三四番五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区西市四〇三番地三サンフラワーC棟一〇二

杉山 武史

三 許可年月日及び許可番号

令和六年五月十六日岡山県指令建指第七〇号

令和6年7月26日 岡山県公報 第12620号

〔三八八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年七月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字宮後八一番一、八一番三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市浜ノ茶屋一丁目三番三六号

近藤 祐作

総社市三須一二五八番地二七

近藤 青空

三 許可年月日及び許可番号

令和六年六月十八日岡山県指令建指第一二八号

〔三八九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年七月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田郡勝央町平字長良一一六七番一、一一六七番二、一一六八番、一一六九番、一一七〇番、一一八八番、一一八九番、一一九〇番一、一一九一番一、一一九三番一、一一九四番一、一一九五番、一一九六番一、一一九七番、一一九九番、一二〇一番一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

大阪府大阪市西淀川区竹島二丁目六番一八号

フクシマガリレイ株式会社

代表取締役 福島 豪

福岡県福岡市東区多の津二丁目九番五号

西久大運輸倉庫株式会社

代表取締役 伊東健太郎

三 許可年月日及び許可番号

令和五年六月三十日岡山県指令建指第一〇一号

〔三九〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和六年七月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田郡勝央町平字長良一一六七番一、一一六七番二、一一六八番、一一六九番、一一七〇番、一一八八番、一一八九番、一一九〇番一、一一九一番一、一一九三番一、一一九四番一、一一九五番、一一九六番一、一一九七番、一一九九番、一二〇一番一

二 公共施設の種類

道路、緑地

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

大阪府大阪市西淀川区竹島二丁目六番一八号

フクシマガリレイ株式会社

代表取締役 福島 豪

福岡県福岡市東区多の津二丁目九番五号

西久大運輸倉庫株式会社

代表取締役 伊東健太郎

五 許可年月日及び許可番号

令和五年六月三十日岡山県指令建指第一〇一号

◎岡山県選管告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。
令和六年七月二十六日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
太田康後援会	藤原一博	青葉洋明	都窪郡早島町早島一九〇八―九	令和六・六・二七
小黒ゆかり後援会	三村靖行	佐々木健太	高梁市巨瀬町四九九―二	六・一九
川上まさみ後援会	川上雅美	川上雅美	成羽町坂本一三五六―一	六・二二
前田まさゆき後援会	前田正之	前田正之	赤磐市桜が丘西一〇―一一―一九	六・一二

◎岡山県選管告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。
令和六年七月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕一

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

異動事項

参政党岡山第2支部

薬師寺 美和

主たる事務所の所在地

新 瀬戸内市牛窓町鹿忍九六三―三

旧 岡山市南区箕島九三三―二

令和六・六・二七

自由民主党岡山県建設業支部

荒木 雷太

会計責任者の氏名

大前 進

猪木 雅夫

〃 六・二五

自由民主党岡山県日鳶連支部

岡本 啓志

〃

前田 敏幸

関元 治道

〃 六・一

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

異動事項

石井さとみ後援会

数井 美佐

主たる事務所の所在地

新 高梁市落合町阿部六三八―一―二〇一

旧 高梁市落合町阿部八六六―二

令和五・五・三一

岡山県建設政治連盟

荒木 雷太

会計責任者の氏名

大前 進

猪木 雅夫

令和六・六・二五

異動年月日

◎岡山県選管告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。
令和六年七月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕一

一 政党の支部

政治団体の名称

社会民主党岡山県第四区支部連合

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

石井さとみ後援会

新風の会

代表者の氏名

藤原 新悟

代表者の氏名

数井 美佐

正木 美恵

解散年月日

令和六・五・三一

解散年月日

令和六・六・二〇

〃 五・三一